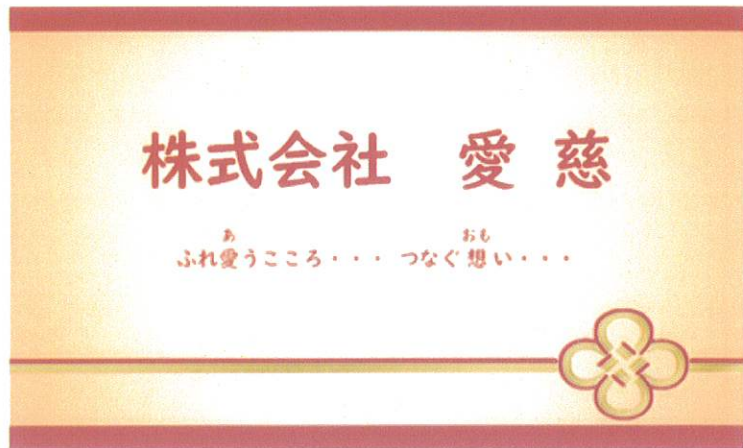


重要事項説明書



株式会社 愛慈
あみ訪問ヘルパーステーション

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	株式会社愛慈 あみ訪問ヘルパーステーション
所在地	〒264-0021 千葉県若葉区若松町 531-578
事業所指定番号	千葉県指定事業所番号 1270404195 号
管理者連絡先	塩谷 和茂 電話：043-304-1120
サービス提供地域	千葉市、四街道市、佐倉市、八街市

2. 運営方針

事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境に応じて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営む事が出来るように、食事・入浴・排泄の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

3. 当事業所の職員体制

事業所における、職員の種類・員数及び職務の内容は、次の通りとする。

- ① 管理者 1 名 (常勤職員)
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に基準・その関係法令等遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- ② サービス提供責任者 1 人以上 (常勤職員)
サービス提供責任者は、訪問介護計画（以下「計画」という。）を作成し、または必要に応じて当該計画を変更し、利用者等及びその同居家族にその内容を説明のうえ交付するほか、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行う。
地域包括支援センターに対し、訪問サービスの提供にあたり、訪問した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び、生活の状況にかかわる必要な情報の提供を行う。
- ③ 従業者 常勤換算方法にて 2.5 人以上
従業者は、計画に基づき指定訪問介護等の提供にあたる。

4. サービス提供日及びサービス提供時間

サービス提供日	サービス提供時間
月曜日から金曜日まで (注) 土・日・祝 年末年始 (12/30～1/3)、	9:00 から 18:00 まで

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には上記時間以外での訪問介護活動を行っています。
※役所への福祉保健サービス課への情報を提供します。

5. サービス内容

1. 身体介護	2. 生活介護
① 見守り ② 食事介助 ③ 入浴介助 ④ 洗髪 ⑤ 排泄介助 ⑥ 清拭 ⑦ 調理 ⑧ 体位交換 ⑨ 外出援助 ⑩ 身体整容 ⑪ 口腔ケア ⑫ 更衣援助 ⑬ 服薬援助 ⑭ その他	① 買い物 ② 調理 ③ 掃除 ④ 洗濯 ⑤ 薬の受け取り ⑥ 配膳・下膳 ⑦ その他 ※同居家族がいらっしゃる場合 原則として『生活介護』は 適用できません。
※ 自立支援のために、生活援助を利用者と一緒に行う場合は、身体介助となります。	

6. サービス利用料及び利用者負担

※ 別紙参照

1. ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。
2. 前記1：サービス提供地域にお住まいの方は、無料です。

7. 当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

1. サービス実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。
2. サービス実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

(衛生管理等)

1. 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
2. 事業所は事業所において、感染症が発生し又は、蔓延しないように、次の各号にあげる措置を講じるものとする。
3. 事業所における感染症の予防、および蔓延の防止のため対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を、概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
4. 事業所における感染症の予防、及び蔓延防止のための指針を整備する。
事業所において従業者に対し、感染予防及び蔓延防止の研修及び訓練を定期的の実施する。

(虐待防止に関する事項)

1. 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の発生またはその再発防止するため、次の措置を講じるものとする。
2. 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (1) 虐待防止のための指針を整備する。
- (2) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を定期的実施するための担当者を配置する。

(身体拘束)

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」と言う。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに、緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(事業継続計画の策定等)

事業所は感染症や非常災害の発生において、利用者に対する訪問サービスの提供続的に実施するための、及び非常時体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置に講じるものとする。

2. 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を、定期的実施するものとする。
3. 事業所は定期的に、業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(パワーハラスメント)

事業者は適切な訪問サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

8. 個人情報・秘密保持

当事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業所に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

9. サービスのキャンセルについて

1. 利用者がサービス利用を中止する際にはすみやかに次の連絡先までご連絡ください。
連絡先：043-304-1120
2. 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の前日の18時00分までにご連絡ください。
ご連絡がなく弊社職員がサービス実施に伺った場合などは、キャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。
3. キャンセル料金 ・介護保険(通常の利用料金)

※ ただし、利用者の容体急変など、緊急かつやむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

10. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	043-304-1120
FAX 番号	043-304-1121
担当者	塩谷 和茂
その他	相談・苦情については、所長及担当者が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、 担当者・管理者に引き継ぎます。

※苦情相談は当事業所以外に市役所の苦情窓口等に伝えることができます。

市町村名	担 当 課	郵便番号	所 在 地	電 話
千葉市	介護保険事業課	260-8722	千葉市中央区千葉港 1-1	043(245)5068
中央区	高齢障害支援課	260-8511	千葉市中央区中央 4-5-1	042(221)2198
花見川区	高齢障害支援課	262-8510	千葉市花見川区瑞穂 1-1	043(275)6401
稲毛区	高齢障害支援課	263-8550	千葉市稲毛区穴川 4-12-4	043(284)6242
若葉区	高齢障害支援課	264-8550	千葉市若葉区貝塚 2-19-1	043(233)8264
緑 区	高齢障害支援課	266-8550	千葉市緑区鎌取町 226-1	043(292)9491
美浜区	高齢障害支援課	261-8581	千葉市美浜区真砂 5-15-2	043(270)4073
四街道市	高齢者支援課	284-8555	四街道市鹿渡無番地	043(421)6127
佐倉市	高齢者福祉課	285-8501	佐倉市海隣寺町 97	043 (484) 6243
八街市	高齢者福祉課	289-1192	八街市八街ほ 35-29	043 (443) 1491

相談窓口	千葉県国民健康保険団体連合会苦情処理係
所在地	〒263-0016 千葉市稲毛区天台 6 丁目 4 番 3 号
電 話	043 (254) 7428

12. 緊急時の対応

事業所はサービス提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医師または関係医療機関に、連絡を取る等の必要な措置を講じます。

11. 運営法人の概要

事業所	株式会社愛慈 あみ訪問ヘルパーステーション
代表者	深山 英貴
管理者	塩谷 和茂
所在地	〒264-0021 千葉県若葉区若松町 531-578
連絡先	043-304-1120

令和 4年 12月 1日 施行

令和 5年 11月 1日 改定

令和 6年 4月 1日 改定

《ご注意》

訪問介護職員（ヘルパー）は、介護の資格を有する専門職です。
家政婦とは、異なります。

ご本人に必要な介護サービスを、ケアプランに基づき提供いたします。
介護保険上のサービスには『できるサービス』と『できないサービス』がありますので、家事のすべてを依頼することが出来ませんので、ご理解ください。

介護保険のサービス対象になるもの

身体介護

食事や入浴、排せつなどの利用者の身体に直接触れる介護サービス。



排泄介助
(トイレやポータブルトイレの
利用の介助、おむつ交換)



食事の介助



服薬の介助



身体の清拭・入浴の介助



身だしなみの整容・洗面



着替えの介助・体位変換



退院・外出等の介助

○ 通所介護施設・介護保険施設の
見学・生活必需品の買い物 など

✕ ※外出介助は利用者の趣味
趣向に係わる外出への同行は
できません。
例えば、カラオケ・パチンコ・観劇・
お祭り・老人会への参加 など
お墓参り・冠婚葬祭は家族などが
介助することが原則です。

どんな場合、身体介護が利用できるの？

身体介護はご本人が食事・入浴などの生活動作が出来ず、介助を必要とする場合にケアマネジャーの作成する居宅サービス計画（ケアプラン）に位置づけられれば、**世帯や家族の状況に関わらず、利用できます。**

生活援助

利用者**本人**が主に利用する居室の清掃・**本人**の衣類の洗濯・**本人**のための調理などの日常生活の援助。



居室の掃除



薬の受け取り



洗濯



一般的な食事の準備
調理・後かたづけ



生活必需品の買い物

どんな場合、生活援助が利用できるの？

利用者が一人暮らしの場合で身体状況などにより自分では家事が困難な場合や、同居する家族等が障害や疾病等、または同様のやむを得ない事情により、家族などによる家事が困難な場合にケアマネジャーの作成する居宅サービス計画（ケアプラン）に位置づけられれば、利用できます。

介護保険のサービス対象にならないもの

- ・利用者本人以外のための行為
- ・ホームヘルパーが行わなくても日常生活に支障がないと判断される行為
- ・日常的に行われる家事の範囲を超える行為は対象になりません。



利用者以外の者に係る
洗濯、調理、買物、布団干し



来客の応接
(お茶、食事の手配等)



主として利用者が
使用する居室以外の掃除



自家用車の洗車・清掃



単なる見守り(留守番)や
話しみの相手



草むしり・花木の水遣り
植木の剪定等の園芸



犬の散歩等ペットの世話



家具・電気器具等の
移動、修繕、模様替え



大掃除、窓のガラス磨き
床のワックス掛け



室内外家屋の修理
ペンキ塗り



正月、節供等のために
日常より特別な手間
をかけて行う調理

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員との連絡調整、医療関係者等において必要な場合

使用する事業所の範囲

利用しているサービスの事業所、これから利用予定のあるサービスの事業所、利用関係者、行政等

使用する期間

年 月 日 から 契約終了まで

条件

個人情報の提供は必要最低限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れる事のない

よう細心の注意を払うこと。

個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。